

宿泊施設の外国人旅行者受入環境整備支援補助金交付要綱

28 公東観地観第 16 号

平成 28 年 4 月 1 日決定

第一章 総則

(通則)

第 1 条 公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）が実施する宿泊施設の外国人旅行者受入環境整備支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この補助金は、東京都内の宿泊施設における、多言語対応の強化や公衆無線 LAN の整備などを支援することにより、東京を訪れる外国人旅行者の利便性の向上と受入対応の強化を図ることを目的とする。

(補助金交付対象者)

第 3 条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は第 4 条に定める施設で、第 6 条第 1 項又は第 8 条第 1 項に定める事業を自らの費用負担で実施する者とする。ただし、次の各号に該当する団体及び個人は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

(1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）

第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 法人その他団体の代表者、役員、使用人、その他の従業員若しくは構成員、又は個人で申請する場合はその個人に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの。

(補助金交付対象施設)

第 4 条 補助金の交付の対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）は、東京都内において旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の許可を受けて、同法第 2 条第 2 項、第 3 項又は第 4 項の営業を行っている宿泊施設とする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項に掲げる「店舗型性風俗特殊営業」を行っている施設及びこれに類するものは除く。

(補助金交付対象事業の区分)

第 5 条 補助金の交付対象となる事業は、外国人旅行者の受入対応の強化及び無線 LAN 環境の整備に係る事業とする。

第二章 外国人旅行者の受入対応の強化

(補助金交付対象事業等)

第6条 財団理事長(以下「理事長」という。)は、補助事業者が新たに取り組む別表1-1の補助事業の欄に掲げる事業を行うために必要な経費のうち、補助金の交付の対象として必要かつ適当と認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

2 補助対象経費は、別表1-1の補助対象経費の欄に掲げるものとする。

なお、別表1-1の補助対象外経費の欄に掲げる経費については、補助金の交付対象にしないものとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、別表1-2に掲げるとおりとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

第三章 無線LAN環境の整備

(補助金交付対象事業等)

第8条 理事長は、補助事業者が別表2-1の補助事業の欄に掲げる事業を行うために必要な経費のうち、補助対象経費について、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

2 補助対象経費は、別表2-1の補助対象経費の欄に掲げるものとする。

なお、別表2-1の補助対象外経費の欄に掲げる経費については、補助金の交付対象にしないものとする。

(補助金の額)

第9条 補助金の額は、別表2-2に掲げるとおりとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

第四章 雑則

(補助金の経理等)

第10条 補助事業者は、補助事業に係る経理についてその収支の事実を明確にした書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度終了後5年間保存しなければならない。

(検査等)

第11条 理事長は、補助事業者に対し補助事業の実施状況、補助金の収支及び補助金に係る帳簿書類その他の物件について、立ち入り検査をし、又は報告を求めることができる。

- 2 理事長は、補助事業中及び完了後においても、補助事業者の事業所その他必要な場所に立ち入り、当該補助事業者に係る取得財産等の管理状況その他必要な調査を行うことができる。

(補助事業の公表と成果の発表)

第 12 条 理事長は、補助事業者の名称・代表者名を公表することができる。

- 2 理事長は、必要があると認めるときは、補助事業の成果を公表し、また補助事業者に発表させることができるものとする。

(都との情報共有)

第 13 条 本事業を円滑に実施するにあたり、必要に応じて、東京都と情報を共有することとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、この運用に関する必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1-1 (外国人旅行者の受入対応の強化に係る補助事業及び補助対象経費等)

補助事業	<p>補助対象者が補助対象施設において実施する以下の事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施設の案内表示、室内設備の利用案内等の多言語化 (施設周辺マップの多言語化、ピクトグラムの導入を含む。) 2 ホームページ、パンフレット等広報物の多言語化 3 館内及び客室内のトイレの洋式化 4 客室の和洋室化 5 館内及び客室内のテレビの国際放送設備の整備 6 クレジットカード決済端末の導入 7 その他、理事長が外国人旅行者の受入対応の強化のために必要と認める事業
補助対象経費	<p>上記の事業に係る経費のうち、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備費、備品購入費、設置工事費、制作費、印刷製本費、翻訳費等 <p>ただし、以下は補助対象経費から控除する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄付金や広告収入、観光庁の実施する「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金」の収入
補助対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の支援対象案件として交付決定を受ける前の経費 ・経常的な経費（施設設備の維持管理費、光熱水費、人件費、事務的経費等） ・事業目的に照らして直接関係しない経費や補助金の交付に関して適切ではない経費 ・消費税及び地方消費税相当額 ・他の補助金等の補助制度の対象となった経費（観光庁の実施する「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金」を除く。）

別表 1-2 (外国人旅行者の受入対応の強化に係る補助金の額)

<p>財団が補助事業者に交付する補助金の額は、次に掲げる額とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助率 <ol style="list-style-type: none"> 1 施設当たりの補助対象経費の2分の1以内 2 補助限度額 <ol style="list-style-type: none"> 1 施設当たり、各年度 2,000 千円

別表 2-1 (無線 LAN 環境の整備に係る補助事業及び補助対象経費等)

補助事業	<p>補助対象者が補助対象施設内にある以下の施設で実施する、外国人旅行者が利用可能な公衆無線 LAN 設置事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ロビー 2 食堂 (宿泊者が利用する施設に限る。) 3 宴会場 4 その他多くの宿泊客が利用する施設 5 客室 <p>※上記5について補助事業として実施するためには、上記1から4いずれかの施設において無線 LAN 環境の整備を行うこととする。ただし、上記1から4までのいずれかの施設について、無線 LAN 環境の整備が既になされている宿泊施設はこれに該当しない。</p> <p>※無線 LAN 機器の設置箇所数は、一つの宿泊施設につき 50 箇所を限度とする。ただし、過去に東京都又は財団が実施した補助金の交付実績を有する宿泊施設については、50 箇所から補助金により無線 LAN 機器を設置した箇所数を除いた数を限度とする。</p>
補助対象経費	<p>上記の事業に係る経費のうち、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機器購入費 ・ 設置工事費 (ただし、レンタル機器に係る経費を除く。) <p>ただし、以下は補助対象経費から控除する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 寄付金や広告収入、観光庁の実施する「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金」の収入
補助対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の支援対象案件として交付決定を受ける前の経費 ・ 経常的な経費 (施設設備の維持管理費、光熱水費、人件費、事務的経費等) ・ 事業目的に照らして直接関係しない経費や補助金の交付に関して適切ではない経費 ・ 消費税及び地方消費税相当額 ・ 他の補助金等の補助制度の対象となった経費 (観光庁の実施する「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金」を除く。)

別表 2-2 (無線 LAN 環境の整備事業に係る補助金の額)

<p>財団が補助事業者に交付する補助金の額は、次に掲げる額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象経費の 2 分の 1 の額又は無線 LAN 機器の設置箇所数に 1 万 5 千円を乗じた金額のいずれか低い額
--